

全日本ジュニアスキー技術選手権大会開催規程

第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本ジュニアスキー技術選手権大会（以下「技術選」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

2 全国のジュニアスキーヤーが一堂に会し、スキー技術を競い、交流を深めて将来のスキー界を背負って活躍するジュニアの育成をめざす。
（主催及び主管）

第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。

2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会に、技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。
（公示）

第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。
（大会役員等）

第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「ジュリー」という。）を設置する。

2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。

3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。

4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を承認し、組織委員長が任命する。

5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・統括審判長・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。

6 ジュリーは、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」という。）・アシスタントTD・統括審判長・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会がジュリー委員を選定し、組織委員長が任命する。

7 競技委員会の委員の配置、所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。また、現地事情を考慮し、実行可能な範囲で兼任や必要に応じた役職を追加することができる。

（会期）

第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて3日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。

（競技方法及び競技規則）

第6条 技術選の競技は、男女別及び年齢別カテゴリーで行う。ただし、競技方法及び競技規則については、別に定める。

（出場資格）

第7条 技術選の出場者は、当該大会開催年度の本連盟会員登録済で、次に掲げる各号のすべてに該当しなければならない。ただし、日本国籍を有する者以外の出場資格については、別途大会要項で定める。また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。

- (1) 当該大会開催年度の4月1日時点で、満9才以上満19才未満の者。
 - (2) 大会申込時までに、SAJ スキー級別テスト2級以上、またはSAJ スキージュニアテスト1級を有する者。もしくはこれと同等の技術を有する者。
 - (3) 保護者の承認を得た者。
 - (4) 各保険会社のスキー傷害保険に加入していること。
- (成績順位の決定)

第8条 技術選の総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。同順位の場合は、総合滑降→小回り不整地→大回り整地→小回り整地の順で得点が高い者を順位上位とする。それでも決定しない場合は同順位とする。

(報告)

第9条 技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。

(減点)

第10条 技術選の減点項目は次のとおりとする。

- 1. 斜面の3分の1以上を転倒により滑走を行わなかった場合は、一律 65 点とする (採点不能)。
- 2. フィニッシュラインを身体のみが通過した場合、転倒前の演技の得点から、大転倒を参考に減点する。
- 3. 選手の転倒により、用具の離脱が原因で、進行に支障が生じると判断した場合、係員の補助を受けることができ、フィニッシュライン前であれば再スタートを可能とする。
- 4. 大転倒、中転倒、規制違反の場合は、審判長により何点減点するかを審判員に指示する。
- 5. フィニッシュラインとは競技コートの下方に設けられた旗門と旗門の内側を結ぶラインをいい、旗門の内側と旗門の外側の間 (フラッグの下) を通過した場合は、大転倒として減点する。
- 6. スタート位置違反があったものについては、当該種目は減点する。

(表彰)

第11条 技術選の総合得点により、各部門別に表彰する (同点同順位)。

- (1) ジュニア (小学生) の部：男女別 1 位～10 位
- (2) ジュニアユース (中学生) の部：男女別 1 位～10 位
- (3) ユース (高校生) の部：男女別 1 位～10 位

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の決議による。

平成 28 年 7 月 15 日	制定
平成 28 年 12 月 21 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和元年 9 月 27 日	改正
令和元年 12 月 11 日	改正
令和元年 12 月 21 日	改正
令和 5 年 12 月 20 日	改正